

項証明書で作成後二月以内のものを提出しなければならない。

管財人等の職務を行うべき者として指名された者であつて印鑑の提出をしたもののがその資格を喪失したときは、当該管財人等である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者。以下この項目において同じ。）は、書面（当該代表者が印鑑を提出している場合にあつては、当該印鑑を押印したものに限る。）での旨の届出をしなければならない。この場合には、当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合を除き、当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後二月以内のものを当該書面に添付しなければならない。

法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

旧所在地を管轄する登記所においては、法第十四条の商号使用者が共同して商号を使用している場合にあつては、商号使用者は、他の商号使用者が印鑑を提出していないときに限り、印鑑を提出することができる。

（資格喪失の場合等の印鑑記録の処理）
第九条の二 印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は改印若しくは印鑑の廃止の届出をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

2 前項の規定により記録された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。
（改印等の請求）
第九条の三 登記所に提出された印鑑と照合すべき登記の申請書等に押印された印鑑が照合に適さないものであるときは、登記官は、改印その他相当の措置をとることを求めることができる。

（印鑑カードの交付の請求等）

第九条の四 印鑑の提出をした者は、その印鑑を明らかにした上、被証明事項のほか、氏名、住

所、年月日及び登記所の表示を記載した書面を提出して、印鑑カードの交付を請求することができる。第九条第二項の規定は、この場合に準用する。

2 後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者、以下この項目において同じ。）は、書面（当該代表者が印鑑を提出している場合にあつては、当該印鑑を押印したものに限る。）での旨の届出をしなければならない。

法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

旧所在地を管轄する登記所においては、法第十四条の商号使用者が共同して商号を使用している場合にあつては、商号使用者は、他の商号使用者が印鑑を提出していないときに限り、印鑑を提出することができる。

（印鑑の廃止等の印鑑記録の処理）
第九条の二 印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は改印若しくは印鑑の廃止の届出をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

2 前項の規定により記録された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

（改印等の請求）
第九条の三 登記所に提出された印鑑と照合すべき登記の申請書等に押印された印鑑が照合に適さないものであるときは、登記官は、改印その他相当の措置をとることを求めることができる。

（印鑑カードの交付等）
第九条の五 前条第一項の請求があつた場合に

2 登記官は、印鑑カードを交付するときは、印鑑記録及び前条第一項の書面にその印鑑カード番号及び交付の年月日を記録し、又は記載しなければならない。

（管轄転属の場合は、印鑑カードの交付を受けた者は、被証明事項の人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者、以下この項目において同じ。）は、書面（当該代表者が印鑑を提出している場合にあつては、当該印鑑を押印したものに限る。）での旨の届出をしなければならない。

法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

旧所在地を管轄する登記所においては、法第十四条の商号使用者が共同して商号を使用している場合にあつては、商号使用者は、他の商号使用者が印鑑を提出していないときに限り、印鑑を提出することができる。

（印鑑の廃止等の印鑑記録の処理）
第九条の二 印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は改印若しくは印鑑の廃止の届出をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

2 前項の規定により記録された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

（改印等の請求）
第九条の三 登記所に提出された印鑑と照合すべき登記の申請書等に押印された印鑑が照合に適さないものであるときは、登記官は、改印その他相当の措置をとることを求めることができる。

（印鑑カードの交付等）
第九条の五 前条第一項の請求があつた場合に

2 登記事件の申請書類つづり込み帳とその他の事件の申請書類つづり込み帳とは別冊とし、その表紙にその種類を示すべき文字を記載しなければならない。

（管轄転属の場合は、印鑑カードの交付を受けた者は、被証明事項の人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者、以下この項目において同じ。）は、書面（当該代表者が印鑑を提出している場合にあつては、当該印鑑を押印したものに限る。）での旨の届出をしなければならない。

法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

旧所在地を管轄する登記所においては、法第十四条の商号使用者が共同して商号を使用している場合にあつては、商号使用者は、他の商号使用者が印鑑を提出していないときに限り、印鑑を提出することができる。

（印鑑の廃止等の印鑑記録の処理）
第九条の二 印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は改印若しくは印鑑の廃止の届出をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

2 前項の規定により記録された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

（改印等の請求）
第九条の三 登記所に提出された印鑑と照合すべき登記の申請書等に押印された印鑑が照合に適さないものであるときは、登記官は、改印その他相当の措置をとることを求めることができる。

（印鑑カードの交付等）
第九条の五 前条第一項の請求があつた場合に

11

管轄に転属したときは、甲登記所は、その部分に関する登記記録、附属書類及び印鑑記録を乙において、印鑑カードを提示するときは、押印を要しない。

法第五十一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

印鑑カードの交付を受けた者は、被証明事項

のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示

を記載し、当該印鑑を押印した書面で印鑑カ

ードの廃止の届出をすることができる。この場合

における印鑑カードを提示するときは、押印

を要しない。

（改印等の請求）
第九条の三 登記所に提出された印鑑と照合すべ

る。

（管轄転属の場合は、印鑑カードの交付を受

けた者は、被証明事項の人である場合にあつて

は、当該後見人である法人の代表者の職務行

うべき者として指名された者が前項の書面を提

出するときは、当該法人の本店若しくは主たる

事務所の所在地を管轄する登記所に印鑑カード

の交付を請求するときは又はその書面に会社法人

等番号を記載したときは、当該法人の本店若しく

は、当該外国会社の日本における代表者又

は、当該管轄人等である法人の登記事項証明書で

作成後三月以内のものを添付しなければなら

ない。

（管轄転属の場合は、印鑑カードの交付を受

けた者は、被証明事項の人である場合にあつて

は、当該後見人である法人の代表者の職務行

うべき者として指名された者が前項の書面を提

出するときは、当該法人の本店若しくは主たる

事務所の所在地を管轄する登記所に印鑑カード

の交付を請求するときは又はその書面に会社法人

等番号を記載したときは、当該法人の本店若しく

は、当該外国会社の日本における代表者又

は、当該管轄人等である法人の登記事項証明書で

作成後三月以内のものを添付しなければなら

ない。

（管轄転属の場合は、印鑑カードの交付を受

けた者は、被証明事項の人である場合にあつて

は、当該後見人である法人の代表者の職務行

うべき者として指名された者が前項の書面を提

出するときは、当該法人の本店若しくは主たる

事務所の所在地を管轄する登記所に印鑑カード

の交付を請求するときは又はその書面に会社法人

等番号を記載したときは、当該法人の本店若しく

は、当該外国会社の日本における代表者又

は、当該管轄人等である法人の登記事項証明書で

作成後三月以内のものを添付しなければなら

所在場所、商号（会社の商号を除く。）の登記に係るものである場合にあつては商号及び営業所、後見人の登記に係るものである場合にあつては後見人の氏名又は名称及び住所、支配人の登記に係るものである場合にあつては支配人の氏名及び住所、「申出人」という。）の資格、氏名、住所及び連絡先

二 前項の申出をする者（以下この条において「申出人」といふ）の資格、氏名、住所及び代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

五 住所非表示措置を希望する旨及びその理由

六 申出の年月日

三 被害者等の資格、氏名、住所及び連絡先

四 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

三 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 住戸が明らかにされることにより被害を受けたおそれがあることを証する書面

二 申出書に記載されている被害者等の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（被害者等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

三 代理人によつて第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

四 登記の申請人が第一項の申出をするときは、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該申請人が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

五 登記官は、第一項の申出があつた場合において、住所非表示措置を講ずるに當つて必要があると認めるときは、被害者等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

六 登記官は、次に掲げる場合には、住所非表示措置を終了させるものとする。

一 被害者等又は登記の申請人から住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二 住所非表示措置をした年の翌年から三年を経過したとき（登記官が当該住所非表示措置を終了させないことが相当であると認めるときを除く。）。

七 第二項から第五項までの規定（第二項第四号並びに第三項第一号及び第三号を除く。）は、前項第一号の申出について準用する。この場合において、第二項第五号中「住所非表示措置」の記録に記録することができる情報に、産業標

希望する旨」とあるのは「住所非表示措置を希望しない旨」と、第四項中「申出書又は委任による代理人の権限を証する書面」とあるのは「申出書」と、第五項中「住所非表示措置を講ずる」とあるのは「住所非表示措置を終了させる」と読み替えるものとする。

第三十二条 登記簿の附属書類の閲覧は、登記官の面前でさせなければならない。
法第十一条の二の法務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を用紙に出力して表示する方法とする。
(印鑑の証明)

第三十二条の二 登記官は、印鑑の証明書を作成するときは、請求に係る印鑑及び被証明事項を記載した書面に証明文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならぬ。

第三十三条 登記事項証明書、登記事項要約書又は印鑑の証明書を交付するときは、申請書にその枚数又は件数及び交付の年月日を記載しなければならない。

(登記事項証明書等の交付の記録)

第三十三条の二 法第十二条の二第一項第二号の期間は、三月の整数倍の期間であつて同項の規定による請求をする者が定めるものとする。ただし、二年三月を超えることができない。

第三十三条の三 法第十二条の二第一項第二号のデジタル府令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第三十三条の四 代理人によつて請求するときは、その氏名及び住所

第三十三条の五 法第十二条の二第三項のデジタル府令・法務省令で定める登記事項は、被証明事項（出生の年月日、支配人である旨及び資格を除く。）とする。ただし、商号使用者については、商号、営業所及び氏名とする。

第三十三条の六 法第十二条の二第一項及び第三項の規定による証明（以下「電子証明書による証明」という。）を請求するには、申請書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

第三十三条の七 登記官が前条の申請書及び電磁的記録を受け取ったときは、申請書に受付の年月日を記載した上、受付の順序に従つて、電磁的記録に記録された事項その他当該事件の処理に必要な事項を法第十二条の二第五項の指定がされた登記所（以下「電子認証登記所」という。）に通知しなければならない。

第三十三条の八 電子証明書による証明をするに提出しなければならない。

第三十三条の九 第一項の電磁的記録は、次に各号のいずれかに該当する構造の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録して提出しなければならない。

第三十三条の十 日本産業規格X○六〇六又はX○六一〇に適合する一二〇ミリメートル光ディスク

第三十三条の十一 内閣総理大臣及び法務大臣の指定する構造の電磁的記録媒体

第三十三条の十二 不揮発性半導体記憶装置

第三十三条の十三 法第十二条の二第一項第一号のデジタル府令・法務省令で定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標

一 第二項第一号及び第二号に掲げる事項（出生の年月日を除く。）
二 第三十三条の四の附屬書Dに定める公開かぎの値
三 第三十三条の四に定める措置を特定する符號として内閣総理大臣及び法務大臣の指定するもの

四 内閣総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従つて申請人が定める識別符号（第三十三条の十三第一項の規定による届出をする者を他の者と区別して識別するためのもの）

五 第一項の電磁的記録には、内閣総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従い、当該電磁的記録に記録する商号、その略称若しくは当該電磁的記録する氏名の表音をローマ字その他他の符号で表示したもの又は当該商号の証語若しくはその略称をローマ字その他の符号で表示したものを記録することができる。

六 前項に規定する略称の表音又は証語若しくはその略称をローマ字その他の符号で表示したものを記録する場合には、第一項の申請書に、定款その他の当該記録する事項を証する書面（法第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を添付しなければならない。

七 第四項第二号、第五項及び第六項の指定は、告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

八 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

九 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十一 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十二 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十三 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十四 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十五 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十六 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十七 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十八 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

十九 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十一 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十二 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十三 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十四 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十五 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十六 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十七 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十八 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

二十九 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十一 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十二 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十三 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十四 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十五 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十六 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十七 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十八 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三十九 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

四十 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

四十一 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

四十二 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

四十三 第四項第二号、第五項及び第六項の指定が告示してしなければならない。

(申請書の処理等)

三号まで」とあるのは、「第三十三条の六第二項第一号」と、「電磁的記録に記録された事項」とあるのは、「申請書に記載された事項(出生の年月日を除く)、法第十二条の二第一項第二号の期間並びに電子証明書に係る第三十三条の六第五項第二号及び第三号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

(帳簿等)

登記所には、法又はこの省令の他の規定に定めるものほか、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

一 登記関係帳簿保存簿

二 登記事務日記帳

三 登記事項証明書等用紙管理簿

四 印鑑届書等つづり込み帳

五 再使用証明申出書類つづり込み帳

六 不正登記防止申出書類つづり込み帳

七 住所非表示措置申出等書類つづり込

八 整理対象休眠会社等一覧

九 休眠会社等返戻通知書つづり込み帳

十 諸表つづり込み帳

十一 雜書つづり込み帳

十二 整理対象休眠会社等一覧

十三 休眠会社等返戻通知書つづり込み帳

十四 事業を廃止していない旨の届出書つづり込

み帳

十五 閉鎖登記記録一覧

十六 諸表つづり込み帳

十七 雜書つづり込み帳

2 次の各号に掲げる帳簿等には、当該各号に定める事項を記載するものとする。

三 登記事項証明書等用紙管理簿 登記事項証明書及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百四号)第十三条第一項の概要記録事項証明書の作成に使用する用紙の管理に関する事項

四 印鑑証明書用紙管理簿 印鑑証明書の作成に使用する用紙の管理に関する事項

五 整理対象休眠会社等一覧 会社法(平成七年法律第八十六号)第四百七十二条第一項

4 各号に定めるとおりとする。	一 に規定する休眠会社の整理作業を実施するために必要な事項
	二 閉鎖した登記記録 閉鎖した日から二十一年間
	三 受付帳 当該年度の翌年から十年間
	四 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く)受付の日から十年間
	五 登記事件以外の事件の申請書類(第十号の書類を除く)受付の日から一年間
	六 印鑑記録(次号の印鑑記録を除く)永久
	七 第九条の二第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録 当該記録をしてから二十年間
	八 電子証明書ファイルの記録(次号のファイルの記録を除く)永久
	九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間
	十 電子証明書に係る申請書類及び電磁的記録 受付の日から十三年間
	十一 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から二十年間
	十二 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間
	十三 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間
	十四 登記事項証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
	十五 印鑑証明書用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
	十六 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の年の翌年から五年間
	十七 審査請求書類等つづり込み帳 これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間
	十八 清算未了申出書等つづり込み帳 これにつづり込まれた申出書又は通知書に係る申出又は通知の年の翌年から五年間
	十九 印鑑届書等つづり込み帳 これにつづり込まれた書面の受付の年の翌年から三年間
	二十 再使用証明申出書類つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間
	二十一 登錄免許税関係書類つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間
	二十二 不正登記防止申出書類つづり込み帳 作成した年の翌年から三年間

4 各号に定めるとおりとする。	二十一の一 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 作成した年の翌年から三年間
	二二 閉鎖した登記記録 閉鎖した日から二十一年間
	三 受付帳 当該年度の翌年から十年間
	四 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く)受付の日から十年間
	五 登記事件以外の事件の申請書類(第十号の書類を除く)受付の日から一年間
	六 印鑑記録(次号の印鑑記録を除く)永久
	七 第九条の二第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録 当該記録をしてから二十年間
	八 電子証明書ファイルの記録(次号のファイルの記録を除く)永久
	九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間
	十 電子証明書に係る申請書類及び電磁的記録 受付の日から十三年間
	十一 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から二十年間
	十二 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間
	十三 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間
	十四 登記事項証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
	十五 印鑑証明書用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
	十六 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の年の翌年から五年間
	十七 審査請求書類等つづり込み帳 これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間
	十八 清算未了申出書等つづり込み帳 これにつづり込まれた申出書又は通知書に係る申出又は通知の年の翌年から五年間
	十九 印鑑届書等つづり込み帳 これにつづり込まれた書面の受付の年の翌年から三年間
	二十 再使用証明申出書類つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間

4 各号に定めるとおりとする。	二十一の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間
	二二 閉鎖した登記記録 閉鎖した日から二十一年間
	三 受付帳 当該年度の翌年から十年間
	四 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く)受付の日から十年間
	五 登記事件以外の事件の申請書類(第十号の書類を除く)受付の日から一年間
	六 印鑑記録(次号の印鑑記録を除く)永久
	七 第九条の二第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録 当該記録をしてから二十年間
	八 電子証明書ファイルの記録(次号のファイルの記録を除く)永久
	九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間
	十 電子証明書に係る申請書類及び電磁的記録 受付の日から十三年間
	十一 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から二十年間
	十二 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間
	十三 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間
	十四 登記事項証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
	十五 印鑑証明書用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
	十六 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の年の翌年から五年間
	十七 審査請求書類等つづり込み帳 これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間
	十八 清算未了申出書等つづり込み帳 これにつづり込まれた申出書又は通知書に係る申出又は通知の年の翌年から五年間
	十九 印鑑届書等つづり込み帳 これにつづり込まれた書面の受付の年の翌年から三年間
	二十 再使用証明申出書類つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間

第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第十七条第三項に規定する電磁的記録をあらかじめ提供する方法（法務大臣が定める条件に適合するものに限る。）

2 前項第一号の指定は、告示してしなければならない。

3 第一項第一号の電磁的記録媒体には、申請人の氏名（法人にあつては、商号又は名称）を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならぬ。

4 第一項第二号の方法により電磁的記録を提供した場合にあつては、当該電磁的記録を提供後、速やかに、当該提供に係る登記を申請するものとする。
(申請書に添付すべき電磁的記録)

第三十六条 法第十九条の二の法務省令で定める電磁的記録は、第三十三条の六第四項第一号に該当する構造の電磁的記録媒体でなければならぬ。

2 前項の電磁的記録には、法務大臣の指定する方式に従い、法第十九条の二に規定する情報を記録しなければならない。

3 前項の情報は、法務大臣の指定する方式に従い、当該情報の作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者。次項において同じ。）が第三十三条の四に定める措置を講じたものでなければならない。

4 第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を記する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。

一 委任による代理人の権限を証する情報
に掲げる電子証明書のいずれか

イ 第三十三条の人第二項（他の省令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された署名用電子証明書

ハ 氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の指定する電子証明書

二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいずれか

イ 前号イ、ロ又はハに掲げる電子証明書

ロ 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成十三年法務省令第一四四号)第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書

ハ その他法務大臣の指定する電子証明書

前三項の方式の指定は、告示してしなければならない。

6 前条第三項の規定は、第一項の電磁的記録媒体に準用する。

(登記事項証明書の有効期間)

第三十六条の二 申請書に添付すべき登記事項証明書は、その作成後三月以内のものに限る。
(添付書面の特例)

第三十六条の三 法第十九条の三の法務省令で定める場合は、申請書に会社法人等番号を記載した場合とする。

(数個の同時申請)

第三十七条 同一の登記所に対し同時に数個の申請をする場合において、各申請書に添付すべき文書類(法第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。)に内容が同一であるものがあるときは、一個の申請書のみに一通を添付すれば足りる。
前項の場合には、他の各申請書にその旨を付記しなければならない。

(申請書の調査)

第三十八条 登記官が申請書を受け取ったときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならない。
(受領証の送付)
(登記官による本人確認)

第三十八条の二 第九条の四第四項から第六項までの規定は、法第二十二条の規定による受領証の交付の請求に準用する。

(登記官による本人確認)

第三十八条の三 登記官は、法第二十三条の二第一項の規定により申請人の申請の権限の有無を調査したときは、その調査の結果を記録した調査書を作成しなければならない。同条第二項の嘱託を受けた場合についても、同様とする。

2 前項後段の場合には、嘱託を受けて調査をした登記所の登記官は、その調査の結果を記録して調査したときは、その調査の結果を記録した調査書を作成しなければならない。同条第二項の嘱託を受けた場合についても、同様とする。

(登記の方法)

第四十条 官庁の嘱託による登記の手続について
は、法令に別段の定めがある場合を除き、申請
による登記に関する規定を準用する。

2 裁判所の嘱託によつて登記をするには、裁判
所の名称及びその裁判があつた年月日又はその
裁判の確定した年月日をも記録しなければなら
ない。
(変更の登記)

第四十一条 変更の登記をする場合には、変更に
係る登記事項を抹消する記号を記録しなければ
ならない。

2 第三十九条及び前条の規定は、前項の場合に
準用する。
(登記簿の閉鎖)

第四十三条 登記簿に記録された行政区画、郡
区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名稱
の変更があつたときは、登記官は、登記簿にそ
の変更があつたことを記録することができる。
(登記事項の閉鎖)

第四十四条 登記簿に記録された登記事項中、柱
消する記号が記録されたもの及び現に効力を有
しないものは、履歴事項証明書に記載すべきさ
のを除き、閉鎖しなければならない。

2 前項の規定により閉鎖した登記事項は、こわ
を閉鎖した登記記録とみなす。
(登記記録の復活)

第四十五条 閉鎖した登記記録に更に登記をす
ればならない。この場合には、その登記記録を復活しな
ければならない。登記記録にその旨及びその年月日を記録して登
記官の識別番号を記録し、第四十三条の規定によ
る記録を抹消する記号を記録しなければなら
ない。

2 前項の書面につき文字の訂正、加入又は削除を
したときは、その旨及びその字数を欄外に記
載する文字は、字画を明確にしなければなら
ない。

第四十六条 申請書その他の登記に関する書面に
(記載の文字)

第四十七条 削除

登記すべき事項につき会社に一定の分配可能額（会社法第四百六十一條第二項に規定する分配可能額をいう。）又は欠損の額が存在することを要するときは、申請書にその事實を証する書面を添付しなければならない。

11 資本準備金の額の減少によつてする資本金の額の増加による変更の登記（会社法第四百四十八条第三項に規定する場合に限る。）の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

第六十二条から第六十四条まで 削除 (本店移転の登記)

第六十五条 法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付並びに第九条第十一条の規定による印鑑の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手又は第九条の第四五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いとしなければならない。

2 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記においては、取締役、監査役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日をも登記しなければならない。

3 法第五十三条の規定により登記すべき事項（会社成立の年月日を除く。）は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。

第六十六条 株主総会又は種類株主総会の決議の不存在、無効又は取消しの登記をする場合に記録しなければならない。

（株主総会の決議の不存在等の登記）

2 前項の規定は、創立総会又は種類創立総会の決議の不存在、無効又は取消しの登記について準用する。

第六十七条 取締役の選任の決議の不存在、無効若しくは取消し又は判決による解任の登記をした場合において、その取締役が代表取締役、特別取締役、委員又は社外取締役であるときは、当該代表取締役、特別取締役、委員又は社外取

締役に関する登記を抹消する記号をも記録しなければならない。

2 前項の規定は、監査役の選任の決議の不存

在、無効若しくは取消し又は判決による解任の登記をした場合において、その監査役が社外監査役であるときにおける当該社外監査役に関する登記について準用する。

3 第一項の規定は、執行役の選任の決議の不存在、無効若しくは取消し又は判決による解任の登記をした場合において、その執行役が代表執行役であるときにおける当該代表執行役に関する登記について準用する。

（仮取締役又は取締役職務代行者等の登記）

第六十八条 一時取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人の職務を行うべき者に関する登記は、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人の就任の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

（仮取締役又は取締役職務代行者等の登記）

第六十九条 特別取締役による議決の定めがある旨の登記及び特別取締役に関する登記

2 種類株式発行会社となつた場合において、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

（発行する株式の内容等の登記）

第六十条 会社設置会社の登記

2 特別取締役による議決の定めがある旨の登記及び特別取締役に関する登記

3 会計参与と特别取締役に関する登記

4 会計監査人設置会社である旨の登記及び会計監査等委員会設置会社である旨の登記、監査等委員である取締役に関する登記及び重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記

5 指名委員会等設置会社である旨の登記及び

6 前項の規定は、設立の無効又は株式移転の無効の登記をした場合について準用する。

（継続の登記）

2 種類株式発行会社に該当しなかつた場合において、発行する株式の内容の登記をしたときは、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

（新株発行の無効等の登記）

2 第六十六条第一項の規定は、会社の成

立後における株式の発行の無効若しくは不存在の登記又は資本金の額の減少の無効の登記について準用する。この場合において、同項中

「関する登記」とあるのは、「関する登記（会社

の成立後における株式の発行の無効又は不存在の登記をする場合にあつては、資本金の額に関する登記を除く。」と読み替えるものとする。（電子公告に関する登記）

第七十一条 電子公告を公告方法としたことによる変更の登記をしたときは、会社法第九百十一條第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七條の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十一条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十一条に規定する事項の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第七十二条 会社法第四百七十七条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をしたときは、次に掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならない。

（解散等の登記）

第七十三条 会社法第四百七十七条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記をすべき事項は、法第七十九条の規定により登記すべき事項は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。

第七十四条 新設合併による設立の登記において、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記をしたときは、発行する

（新設合併の登記）

第七十五条 新設分割による設立の登記において、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記をしたときは、発行する

（新設分割の登記）

第七十六条 法第七十六条第一項又は第二項の規定により破産手続開始の決定があつた場合における、破産手続開始の登記をしたとき。

（組織変更の登記）

第七十七条 新設合併による設立の登記において、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記をしたときは、合併による解散の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

（会社分割の登記）

第七十八条 新設分割による設立の登記において、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記をしたときは、合併による解散の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

（会社分割の登記）

第七十九条 新設分割による設立の登記において、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記をしたときは、合併による解散の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

（株式交換又は株式移転の登記）

第七十条 第六十五条第一項の規定は、法第九十二條第二項の規定による申請書の送付について準用する。

（登記記録の閉鎖等）

第七十一条 会社法第四百七十三条の規定による登記、新株予約権の発行の無効若しくは不存在の登記又は資本金の額の減少の無効の登記について準用する。

（仮清算人又は清算人職務代行者等の登記）

第七十二条 第六十八条の規定は、清算人又は代表清算人について準用する。

（特別清算に関する登記）

一 特別清算開始の取消しの登記をしたとき。

二 特別清算終結の登記をしたとき（特別清算の結了により特別清算終結の決定がされた場合を除く。）。

三 会社法第五百七十四条第一項又は第二項の規定により破産手続開始の決定があつた場合における、破産手続開始の登記をしたとき。

（組織変更の登記）

第七十三条 第六十五条第一項の規定により登記すべき事項（会社成立の年月日を除く。）は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。

（解散等の登記）

第七十四条 第六十五条第一項の規定は、法第八十八条第二項の規定による申請書の送付について準用する。

（会社分割の登記）

第七十五条 第六十五条第一項の規定は、法第八十九条第一項の規定により登記すべき事項は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。

（会社分割の登記）

第七十六条 第六十五条第一項の規定は、法第八十九条第二項の規定により登記すべき事項は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。

（会社分割の登記）

第七十七条 第六十五条第一項の規定は、法第九十二条第二項の規定による申請書の送付について準用する。

（株式交換又は株式移転の登記）

第七十八条 第六十五条第一項の規定は、法第九十二条第二項の規定による申請書の送付について準用する。

（登記記録の閉鎖等）

第七十九条 第六十五条第一項の規定は、法第九十二条第二項の規定による申請書の送付について準用する。

（登記記録の閉鎖等）

第八十条 次に掲げる登記は、登記記録区にしなければならない。

（登記記録の閉鎖等）

第八十一条 本店を登記所の管轄区域外に移転した場合において、当該本店の旧所在地においてする

（登記記録の閉鎖等）

第八十二条 本店を登記所の管轄区域外に移転した場合において、当該本店の旧所在地においてする

（登記記録の閉鎖等）

第八十三条 本店を登記所の管轄区域外に移転した場合において、当該本店の旧所在地においてする

（登記記録の閉鎖等）

五 特別清算終結の登記（特別清算の結了により特別清算終結の決定がされた場合に限る。）
 2 前項各号に掲げる登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第八十一条 次に掲げる場合には、登記官は、当該登記記録を閉鎖することができる。
 一 解散の登記をした後十年を経過したとき。
 二 次項又は第三項に規定する申出後五年を経過したとき。
 三 前項第一号又は第二号に掲げる期間が経過する二月前から当該登記記録を閉鎖するまでの間に、会社が本店の所在地を管轄する登記所に清算を結了していない旨の申出をしたときは、登記官は、前項の規定にかかわらず、当該登記記録を閉鎖することができない。

第四十五条 第一項の規定により登記記録を閉鎖した後、会社が本店の所在地を管轄する登記所に清算を結了していない旨の申出をしたときは、登記官は、当該登記記録を復活しなければならない。

第八十二条 会社の代表者は、役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人等の氏の記録に関する申出等）
 2 申出に係る会社の商号及び本店の所在場所並びに当該会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先
 3 旧氏を記録すべき役員又は清算人の氏名
 4 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

第五条 申出の年月日
 3 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 一 前項第三号に掲げる事項を証する書面
 二 次項又は第三項に規定する申出後五年を経過したとき。
 三 前項第一号又は第二号に掲げる期間が経過する二月前から当該登記記録を閉鎖するまでの間に、会社が本店の所在地を管轄する登記所に清算を結了していない旨の申出をしたときは、登記官は、前項の規定にかかわらず、当該登記記録を閉鎖することができない。

第八十三条 会社の代表者は、役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人等の氏の記録に関する申出等）
 2 申出に係る会社の商号及び本店の所在場所並びに当該会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先
 3 旧氏を記録すべき役員又は清算人の氏名
 4 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

第五条 申出の年月日
 3 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 一 前項第三号に掲げる事項を証する書面
 二 次項又は第三項に規定する申出後五年を経過したとき。
 三 前項第一号又は第二号に掲げる期間が経過する二月前から当該登記記録を閉鎖するまでの間に、会社が本店の所在地を管轄する登記所に清算を結了していない旨の申出をしたときは、登記官は、前項の規定にかかわらず、当該登記記録を閉鎖することができない。

第八十四条 社員の職務の執行停止又は職務代行者に関する登記は、その社員の除名又は業務執行権若しくは代表権の消滅の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

第八十五条 会社法第六百四十二条第一項の規定による継続の登記をしたときは、解散の登記並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第八十六条 会社法第九百一十八条第二項又は第三項の規定による清算人の登記をしたときは、代表社員に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第八十七条 清算人の職務の執行停止又は職務代行者に関する登記は、会社法第六百四十八条第三項の規定によるその清算人の解任の登記をした場合は、抹消する記号を記録しなければならない。

第八十八条 法第百四条の規定により登記すべき事項（会社成立の年月日を除く。）は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。

第八十九条 第六十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。

第九十条 第六十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。

第九十一条 会社法第六百四十二条第一項（第五号及び第六号を除く。）の規定による解散の登記をしたときは、業務を執行する社員及び代表社員に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第九十二条 第六十五条第一項及び第六節（第八十六条を除く。）の規定による解散の登記をしたときは、業務を執行する社員及び代表社員に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第九十三条 会社法第九百三十三条规定により外国において生じた事項の登記を申請するには、申請書にその通知書の到達した年月日を記載しなければならない。

第八十九条 第六十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。

第九十条 第六十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。

第九十一条 会社法第六百四十二条第一項（第五号及び第六号を除く。）の規定による解散の登記をしたときは、業務を執行する社員及び代表社員に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第九十二条 第六十五条第一項及び第六節（第八十六条を除く。）の規定による解散の登記をしたときは、業務を執行する社員及び代表社員に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第九十三条 会社法第九百三十三条规定により外国において生じた事項の登記を申請するには、申請書にその通知書の到達した年月日を記載しなければならない。

する情報であつて次のいずれかに該当するもの
を併せて送信しなければならない。

一 前項各号に掲げる電子証明書

二 当該措置を講じた者を確認することができ
る電子証明書であつて、前号に掲げるものに
準ずるものとして法務大臣の定めるもの

申請人等が添付書面情報を送信するときは、
次の方号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ
該情報の作成者が第一項に規定する措置を講
じたものであることを確認するために必要な事
項を証する情報であつて当該各号に定めるもの
を併せて送信しなければならない。

5

一 委任による代理人の権限を証する情報 第
三項各号に掲げる電子証明書

二 前号に規定する情報以外の情報 前項各号
に掲げる電子証明書又は指定公証人の行う電
磁的記録に関する事務に関する省令第三条第

2

申出人等は、申出書に添付すべき書面がある

ときは、法務大臣の定めるところに従い、当該

書面に代わるべき情報にその作成者が前項に規

定する措置を講じたものを送信（この項及び次

項において「申出に係る添付書面情報の送信」

と/or）しなければならない。ただし、申出

に係る添付書面情報の送信に代えて、登記所に

当該書面を提出し、又は送付することを妨げな

い。

三 第百二条第三項の規定は申出情報の送信につ

いて、同条第五項の規定は申出に係る添付書面

情報の送信について準用する。

（印鑑の提出又は廃止の届出の方法）

四 第百二条第三項及び第四項の規定は証明の請

求に係る申請書情報の送信について、同条第五

項の規定は証明の請求に係る添付書面情報の送

信について準用する。

五 第百二条第一項の規定による請求については、第三十

三条の七第一項の規定中申請書への記載に関す

る部分は、適用しない。

六 第百二条第一項に規定する方法により電子証

明書による証明の請求をする場合において、手

数料を納付するときは、登記官から得た納付情

報により納付する方法によつてしなければなら

ない。

（電子証明書の使用の廃止等の届出の方法）

七 第百二条第一項第四号及び第五号

の規定による届出をするには、申請人等は、法

務大臣の定めるところに従い、第三十三条の十

二印鑑提出者等は、第九条第一項又は第七項の

書面に記載し若しくは明らかにすべき事項又

は同条第七項の書面に記載すべき事項に係る情

報に印鑑の提出又は廃止の届出をする者が第三

十三条の四に定める措置を講じたものを送信

し、併せて、前条第五項第二号の規定により同

条第三項第二号又は第三号に掲げる電子証明書

を送信したときは、当該申請については、当該

就任を承諾した取締役等についての第六十二条

第七項の規定は適用しない。

（申請書類つづり込み帳の特則）

八 第百二条第一項第一号の規定により登

記の申請があつたときは、法第十一条の二前段

の規定による閲覧に供するため、申請書類つづ

り込み帳に、申請書情報及び添付書面情報の内

容を表示した書面をもつづり込まなければなら

ない。

（住所非表示措置等の申出の方法）

九 第百二条第一項第一号の二の規定

により住所非表示措置等の申出をするには、住

所非表示措置等の申出をする者又はその代理人

（次項において「申出人等」という。）は、法務

大臣の定めるところに従い、申出書に記載すべ

ばならない。

（印鑑の変更）

一 申請人等は、法務大臣の定めるところに従

い、第三十三条の六第一項の規定により提出す

べき電磁的記録及び同条第七項の規定により書

面を申請書に添付すべき書面がある

ときは、法務大臣の定めるところに従い、当該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければならない。

（印鑑の変更の届出の方法）

二 申請人等は、前項に規定する書面のほか、第

三十三条の六第一項の申請書に添付すべき書面

を申請書に添付すべき書面がある

ときは、法務大臣の定めるところに従い、当該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければならない。

（印鑑の変更の届出の方法）

三 申請人等は、法務大臣の定めるところに従

い、第三十三条の十九の規定により読み替えて

準用する第三十三条の六第一項の申請書に記載

すべき事項に係る情報に第三十三条の四に定め

る措置を講じたものを送信（第四項において「電子証明書による証明の再度の請求に係る申

請書情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

四 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければならない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

五 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

六 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

七 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

八 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

九 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一〇 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一一 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二〇 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二一 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二二 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二三 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二四 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二五 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二六 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二七 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二八 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二九 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二〇 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二一 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二二 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

る証明の再度の請求をするには、申

請人等は、法務大臣の定めるところに従い、當該

書面に代わるべき情報を送信（第三項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。）しなければなら

ない。

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

一二三 第百二条第七号の規定により電子証明書によ

(承認援助手続に関する登記)	第一百四十四条 次に掲げる登記は、社員区又は役員区にしなければならない。
一 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第五十二条第一項の規定による処分に関する登記	二 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第五十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に関する登記
三 登記官は、次の各号に掲げる場合には、それ登記をしたとき、前項第二号に掲げる登記	四 破産法第九十一条第一項の規定による処分の取消しの登記をしたとき、前項第二号に掲げる登記
五 民事再生法第十一條第五項において準用する同条第一項の規定により再生計画認可の登記をしたとき、前項第二号に掲げる登記	六 会社更生法第二百五十八条第七項において準用する同条第一項の規定により更生計画認可の登記をしたとき、前項第二号に掲げる登記
六 会社更生法第二百五十八条第七項において準用する同条第一項の規定により再生計画認可の登記をしたとき、前項第二号に掲げる登記	七 登記所は、前項の規定にかかわらず、新規則の規定による各欄の用紙(新規則第八十条第一項及び第二項(新規則第九十三条において準用する場合を含む。)の規定により提出された目的欄の用紙又は役員欄の用紙と同一の用紙を含む。)を旧登記用紙の一部として用いることができる。この場合において、新規則の規定によれば当該各欄の用紙にすべき登記で現に効力を有するものがあるときは、その登記を当該各欄の用紙に移記し、当該各欄の用紙にこの省令附則第七項により移記した旨及びその年月日を記載して登記官が押印し、移記された従前の登記を朱抹しなければならない。

一 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第九条第三項の規定による取消し又は失効の登記をしたとき、前項各号に掲げる登記	一 破産手続の終結の登記をしたとき、前項第一号に掲げる登記
二 保険業法第二百四十九条第一項の規定による取消しの登記をしたときは、前項に掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならない。	二 破産法第二百十六条第一項又は第二百十七条第一項の規定による破産手続の廢止の登記をしたとき、前項第一号に掲げる登記
三 第百五十五条 保険業法第二百四十二条第一項の規定による処分に関する登記は、社員区又は役員区にしなければならない。	三 閉鎖しなければならない。
四 保険業法第二百四十九条第一項の規定による取消しの登記をしたときは、前項に掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならない。	四 登記官は、次に掲げる場合には、登記記録を記録したとき、前項第二号に掲げる登記
五 (金融整理管財人に関する登記)	五 民事再生法第十一條第五項において準用する同条第一項の規定により再生計画認可の登記をしたとき、前項第二号に掲げる登記
六 第百五十六条 前条の規定は、預金保険法第七十四条第一項又は第二百二十六条の五第一項の規定による処分に関する登記について準用する。(破産に関する登記)	六 会社更生法第二百五十八条第七項において準用する同条第一項の規定により更生計画認可の登記をしたとき、前項第二号に掲げる登記
七 第百五十七条 次に掲げる登記は、社員区又は役員区にしなければならない。	七 登記所は、前項の規定にかかわらず、新規則の規定による改製による登記用紙(以下「新規則」という。)をこの省令(以下「新規則」という。)による登記用紙(以下「新規則」という。)に改製しなければならない。
八 一 破産管財人に関する登記	八 前項の規定により新規則の規定による各欄の用紙を旧登記用紙の一部として用いた場合に新規則の規定により改製されたものとみなす。(指定登記所における株式会社の登記用紙)
九 二 破産法第九十二条第一項の規定による登記	九 旧規則附録第十八号の様式による登記用紙は、附則第三項の規定により改製されたものとみなす。
十 三 登記所は、旧規則の規定による登記用紙(以下「新規則」という。)をこの省令(以下「新規則」という。)による登記用紙(以下「新規則」という。)に改製しなければならない。	十 前項の登記用紙については、新規則附録第七号の様式に準じ、登記用紙の枚数欄を設けなければならない。
十一 四 前項の規定による改製は、旧登記用紙に記載している登記で現に効力を有するものを新登記用紙に移記してするものとする。	十一 旧規則の規定による印鑑紙で法の規定により当該登記所に印鑑を提出すべき者、支配人及び会社更生法による管財人に関するものは、新規則の規定による印鑑紙とみなす。
十二 五 登記官は、前項の印鑑紙以外の印鑑紙で、旧規則の規定によるものとの住所氏名の欄に朱線を交さなければならない。	十二 登記官は、前項の印鑑紙とみなす。
十三 六 新規則の施行の際、上級の営業所が登記されている商号の登記用紙の改製は、営業所ごとにされなければならない。	十三 新規則の施行の際、上級の営業所が登記されている商号の登記用紙の改製は、営業所ごとにされなければならない。
十四 七 新規則の施行の際存する未成年者の登記用紙は、両登記用紙にこの省令附則第四項によつて移記した旨及びその年月日を記載して押印し、旧登記用紙を閉鎖しなければならない。	十四 新規則の施行の際存する未成年者の登記用紙は、その登記用紙を起こした後二十年を経過したときは、閉鎖しなければならない。
十五 八 附則第三項の規定による改製がされるまでの間は、当該旧登記用紙及びこれにすべき登記の手続においては、なお従前の例による。ただし、登記の申請の手続については、新規則の規定による登記を会社の登記簿に移すには、会社の支配人に関する登記中法第五十二条第一項第一号	十五 商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和三十八年法律第百二十六号)第四十二条第一項の規定により、会社の支配人の登記を会社の登記簿に移すには、会社の支配

一 九 附則第三項の規定による改製がされるまでの間は、当該旧登記用紙及びこれにるべき登記の手続においては、なお従前の例による。ただし、登記の申請の手続については、新規則の規定による登記を会社の登記簿に移すには、会社の支配人に関する登記中法第五十二条第一項第一号	一 一 新規則の施行の際現に存するこの省令による改正前の株式会社の登記用紙中発行済株式の総数、額面無額面の別、種類及び数欄は、この省令の施行後は、発行済株式の総数並びに種類及び数欄とみなす。
二 一〇 附則第三項の規定による改製がされるまでの間は、当該旧登記用紙及びこれにるべき登記の手続においては、なお従前の例による。ただし、登記の申請の手続については、新規則の規定による登記を会社の登記簿に移すには、会社の支配人に関する登記中法第五十二条第一項第一号	二 二 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の株式会社の登記用紙中発行済株式の額面無額面の別の登記は、登記官が職權で朱抹しなければならない。
三 一一 附則第三項の規定による改製がされるまでの間は、当該旧登記用紙及びこれにるべき登記の手続においては、なお従前の例による。ただし、登記の申請の手続については、新規則の規定による登記を会社の登記簿に移すには、会社の支配人に関する登記中法第五十二条第一項第一号	三 三 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の株式会社の登記用紙と同

役の登記にあつてはその就任の年月日（閉鎖した登記用紙に記載されたものを除く。）をも、商号及び本店の登記にあつては現に効力を有するものの直前の変更に係る登記事項（閉鎖した登記用紙に記載されたものを除く。）をも移記してするものとする。

4 登記官は、前項の規定による移記をしたときは、登記記録に商業登記規則等の一項を改正する省令（平成元年法務省令第十五号）附則第三項の規定により移記した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

5 登記官は、第三項の規定による移記をしたときは、登記用紙に商業登記規則等の一項を改正する省令（平成元年法務省令第十五号）附則第三項の規定により移記した旨及びその年月日を記載して押印し、登記用紙を閉鎖しなければならない。（印鑑の記録等）

6 指定登記所は、第一条による改正後の商業登記規則第一百一条の規定により印鑑に関する事務を電子情報処理組織によって取り扱うべき場合においては、提出された印鑑及び印鑑紙に記載された事項を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）に記録しなければならない。ただし、電子情報処理組織による取扱いに適合しないものは、この限りでない。

7 前項本文に規定する場合において、提出された印鑑が記録に適さないものであるときは、登記官は、印鑑の再提出その他相当の措置をとることを求めることができる。第六項の印鑑紙は、同項の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。（法人及び外国法人の登記簿の改製等）

8 第二項から前項までの規定は、指定登記所において法人及び外国法人に関する事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合に準用する。

附 則（平成二年一月一日法務省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年一月一日法務省令第三号）

この省令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成二年一二月二五日法務省令第四三号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年一月二十四日法務省令第二六号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。この省令は、平成八年十二月一日から施行する。

附 則（平成八年三月一五日法務省令第五二号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成九年九月五日法務省令第五二号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成九年九月一八日法務省令第五二号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成九年九月一九日法務省令第五二号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年四月一〇日法務省令第五二号）

この省令は、平成十年五月六日から施行する。

附 則（施行期日）

この省令は、平成十年五月六日から施行する。

附 則（第一条）

この省令による改正後の商業登記規則（以下「新規則」という。）の規定は、新規則第一百八十二条の二及び第一百九十四条を除き、登記所ごとに、法務大臣が指定する日（以下「適用開始日」という。）から適用する。

附 則（第二条）

この省令による改正後の商業登記規則（以下「新規則」という。）の規定は、新規則第一百八十二条の二及び第一百九十四条を除き、登記所ごとに、法務大臣が指定する日（以下「適用開始日」という。）から適用する。

附 則（第三条）

第一項の指定（以下「附則第二条の指定」という。）の際現に存する印鑑及び印鑑紙を提出した者は、当該提出に係る登記所が法

附 則（第四条）

第一項の指定は、登記所及び適用開始日を告示して行う。この場合において、前項の規定によると指定をするときは、特定する事務の範囲を一部を特定してすることができる。

附 則（第五条）

前項の指定は、登記所の印鑑に関する事務の一部を特定してすることができる。

附 則（第六条）

前項第一項の指定は、登記所及び適用開始日を告示して行う。この場合において、前項ただし書の

る場合を除き、新規則第九条の四第一項の規定による印鑑カードの交付の請求をすることができる。ただし、その印鑑が印鑑ファイルへの記録に適さないときは、この限りでない。

前項の規定により印鑑カードの交付の請求があつた場合には、当該印鑑及び印鑑紙に記載された事項は、新規則第九条第一項の規定により提出された印鑑及び印鑑届出事項とみなし、登記官は、その印鑑及び印鑑紙に記載された事項を印鑑ファイルに記録しなければならない。

前項の規定は、第一項の印鑑紙に記載された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正の申請があつた場合に準用する。ただし、その印鑑紙に係る印鑑が印鑑ファイルへの記録に適さないときは、この限りでない。

前二項に規定する場合のほか、登記所は、附則第二条の指定の際に存する印鑑及び印鑑紙に記載された事項を新規則第九条第一項の規定により提出された印鑑及び印鑑届出事項とみなし、その印鑑及び印鑑紙に記載された事項を印鑑ファイルに記録することができる。

前二項の印鑑紙は、当該各項の規定による記録をした日から二年間保存しなければならない。

前二項の印鑑紙は、改印その他の相当の措置をとることを求めることができる。

登記官は、第四項の措置をとるのに必要と認めるとときは、改印その他の相当の措置をとることを求めることができる。

前二項の印鑑紙は、改印その他の相当の措置をとることを求めることができる。

（管轄転属の場合の措置）

第七条 附則第二条指定登記所であつて、電子情報処理組織指定登記所以外の登記所（以下「電子情報処理組織未指定登記所」という。）である甲登記所の管轄地の一部が、附則第二条の指定がされていない登記所（以下「附則第二条未指定登記所」という。）であつて、電子情報処理組織指定登記所である乙登記所から移送を受けた印鑑ファイルの記録を磁気ディスクに記録しなければならない。

前項の場合は、旧規則第一百八条第四項及び第五項の規定は適用しない。

第八条 附則第二条指定登記所であつて、電子情報処理組織未指定登記所である甲登記所の管轄地の一部が、附則第二条未指定登記所である乙登記所の管轄地に転属したときは、甲登記所は、転属した部分に関する印鑑ファイルの記録（新規則第九条の二第二項により記録したもの）を除く。に係る印鑑及び印鑑届出事項を記載した印鑑に係る記録とみなす。

第四条 電子情報処理組織指定登記所について附則第二条の指定がされた場合には、附則第二条の指定の際に存する印鑑に係る記録は、新規則第九条第一項の規定により提出された印鑑及び印鑑届出事項とみなす。

前項の印鑑紙は、改印その他の相当の措置をとることを求めることができる。

の印鑑に係る印鑑の証明に関する事務に関しては、新規則第二十四条、第二十七条及び第三十二条の二の規定にかかるわらず、適用開始日から六月間は、なお従前の例による。

前項の場合は、乙登記所が甲登記所から印鑑の証明等に関する経過措置を提出する。前項の場合は、印鑑カードに記載された事項を磁気ディスクに記載しなければならない。

前項の場合は、印鑑カードに記載された事項を磁気ディスクに記載しなければならない。

の登記がされているとき（これらの登記の事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合に限る。）は、登記官は、職権で、これらの登記に係る事項を登記記録中会社が合併等の公告をする方法として記録しなければならない。

登記官は、前項の規定による記録をしたときは、登記記録に商業登記規則の一部を改正する省令（平成十七年法務省令第五号）附則第二項の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならぬ。

登記官は、第二項の規定による記録をしたときは、職権で、同項に規定する分割の公告をする方法の登記及び合併の公告をする方法の登記を抹消する記号を記録しなければならない。

附則(平成七年二月四日法務省令)
第一九号抄
(施行期日)

(経過措置の原則)
第二条 第一条の規定による改正後の商業登記規則（以下「新商業登記規則」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項に適用する。ただし、同条の規定による改正前の商業登記規則（以下「旧商業登記規則」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 登記所は、その事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第二項の規定による指定（同法第四項の規定により旨定を受けること）

（同様第四項の規定により指定を受けたもの、とみなされるものを除く。）を受けたときは、当該事務に係る登記簿を整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法（昭和三十八年法律第一百二十五号。以下「新商業登記法」という。）第百二十五条の第一号の登記簿に改製しなければならない。ただし、電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿については、この限りでない。

前項の規定による登記簿の改製は、登記用紙に記載する登記で現に効力を有するものを登記録に移記し、取締役、代表取締役、重要財産委員及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役、委員会委員、執行役及び代表執行

役)の登記にあつてはその就任の年月日(閉鎖した登記用紙に記載されたものを除く。)をも、商号及び本店の登記にあつては現に効力を有する

4 登記官は、第二項の規定により登記を移記しるものとの直前の変更に係る登記事項（閉鎖した登記用紙に記載されたものを除く。）をも移記してするものとする。

5 整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法の規定によれば、登記用紙にその旨及びその年月日を記載して押印し、登記用紙を閉鎖しなければならない。

第四条 登記所は、その事務について整備法第五章登記法（以下「旧商業登記法」という。）第一百三十三条の二第一項の登記簿は、新商業登記法第一条の二第一号の登記簿とみなす。
(印鑑の記録)

十三条第一項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを除く。）を受けたときは、当該事務に係る印鑑ファイルの記録を新商業登記規則第九条第六項に規定する磁気ディスクに記録しなければならない。ただし、電子情報処理組織による取扱いに適合しないものについては、磁気ディスクへの記録に代えて、その印鑑及び印鑑届出事項を記載した書面を作成しなければならない。

旧商業登記規則第二百五条第一項の規定による記録は、新商業登記規則第九条第六項の規定による記録とみなす。

第十五条 新商業登記規則の規定（第十二条第三項、第十六条第四項及び第五項、第三十八条の三並びに第四十条第一項の規定を除く。）は、整備法第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされる

（ものを含む。）を受けた事務について、その指定が
定の日から適用する。

規定（第十一條、第十二條、第二十一条第一項、第三十六条第四項、第八十六条の三、第八十六条の四及び第三章の規定を除く。）は、な
おその効力を有する。この場合において、旧商業登記規則の規定による指定を受けない事務については、同項の規定による指定を受け

業登記規則第九十二条规定「書面」とあるのは「書面並びに法第八十九条の五第三項及び法第八十九条の九第三項の印鑑の証明書」とする

3 新商業登記規則第一十八条第二項の規定は、整備法第五十三条第五項の規定によりなほそ効力を有することとされる旧商業登記法第十一条第一項又は第十二条第一項の規定により書の交付を請求する場合に準用する。この場合において、新商業登記規則第二十八条第二項、「登記事項証明書又は印鑑の証明書」とあるは、「登記簿の謄本若しくは抄本、登記事項

変更がないこと、ある事項の登記がないこととしつこくは登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項変更がないことの証明書又は印鑑の証明書」、読み替えるものとする。

4 新商業登記規則第百五十五条第一項第一号の規定は、同号に規定する登記所における整備法第十三条第一項の規定による指定（同条第四項規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けていない事務については、

(管轄転属に関する経過措置)
第六条 新商業登記規則第十一条の規定は、同条第一項に規定する甲登記所又は乙登記所において整備法第五十三条第二項の規定による指定(同条第四項の規定により指定を受けたもののみなされるものを含む。)を受けていない事業に関しては、適用しない。
前項の事業については、新商業登記規則第

第一条、第十二条、第一百六条第六項、第一百七十三条、
び第一百八条の規定は、なおその効力を有する
この場合において、次の表の上欄に掲げる旧
業登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする
前項の事務 整備法指定登記所（不動産登
法の施行に伴う関係法律の整
等に関する法律（平成十六年四
月二十九日法律第百二十四号）第五十三
条第一項

項六 第条
（第二百二十四号）第二百三十九条の二項の規定による指定（同条第一項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）

を受けた登記所をいう。以下「甲」。)である甲登記所の管轄(一部が整備法指定登記所で、乙登記所の管轄に転属した場合において、商業登記規則等一部を改正する省令(平成十

項一 第一条八百第	項二 第二条七百第	項一 第一条七百第			
たとき に登記所の管轄地の一部が指定登記所である乙登記所の管轄に転属したとき	前条第二項 及び第三項	同条第二項 第一百五十五条第一項	新商業登記規則第九条の二第一項 新商業登記規則第十三条第三項	商業登記規則等の一部を改正する省令第一条の規定による改正後のこの省令（以下「新商業登記規則」という。）第九条第六項	年法務省令第十九号）附則第六条第一項の事務
たとき に登記所の管轄地の一部が指定登記所である甲登記所の管轄に転属したとき	及 び第四項			整備法指定登記所でない甲登記所の管轄地の一部が整備法指定登記所である乙登記所の管轄に転属したとき	指定登記所の管轄地の一部が整備法指定登記所でない乙登記所の管轄に転属したとき

項及び第六項並びに附則第五条第一項、第二項及び第四項並びに前条第一項の規定の適用については、整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けていない事務とみなす。

2 整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けた事務のうち、電子情報処理組織による取扱いに適合しないものについて、附則第四条第一項ただし書の規定により書面を作成した場合における印鑑に関する事務については、商業登記規則の一部を改正する省令（平成十年法務省令第二十九号）附則第五条第二項及び第六条第二項の規定を準用する。

3 第一項の規定は、整備法第五十三条第四項の規定により同条第二項の指定を受けたものとみなされる事務のうち、電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿に関する事務について準用する。

（特定指定登記所の指定に関する経過措置）

第八条 この省令の施行の際現に存する旧商業登記規則第一百六条の二第一項の指定は、新商業登記規則第一百一条第一項の指定とみなす。

附 則 （平成一七年九月三〇日法務省令第九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附 則 （平成一八年二月九日法務省令第十五号）

（施行期日）

この省令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第一条本文の政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年二月九日法務省令第十五号）

（施行期日）

この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（商業登記に関する経過措置）

第一条 この省令の施行の際現にされている次に掲げる登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

一 支配人の共同代理に関する規定の登記

二 合名会社又は合資会社の社員の共同代表に関する規定の登記

三 合名会社又は合資会社の合併の公告をする方法の登記

4 第六条 この省令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第一条本文の政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年一月二六日法務省令第六号）

（施行期日）

この省令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第一条本文の政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年二月九日法務省令第十五号）

（施行期日）

この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（商业登記に関する経過措置）

第一条 この省令の施行の際現にされている次に掲げる登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

一 支配人の共同代理に関する規定の登記

二 合名会社又は合資会社の社員の共同代表に関する規定の登記

三 合名会社又は合資会社の合併の公告をする方法の登記

5 第七条 この省令の施行の際現にされている次に掲げる登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

一 登記官は、整備法第三十六条第十項、第二項若しくは第十六条又は前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録に整備法又はこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

二 登記官は、整備法第三十六条第七項の規定により職権で支配人の登記（第一項第一号に掲げる登記を除く。）を移記するときは、整備法

四 株券を発行しない旨の定めの登記

五 議決権制限株式を有する株主の権利に関する定めの登記

六 開業前の利息の配当の規定の登記

七 登録機関の氏名及び住所並びに営業所の登記

八 株式会社の代表取締役の共同代表に関する規定の登記

九 重要財産委員会を置く旨及び重要財産委員会の氏名の登記

十 委員会等設置会社である旨の登記

十一 代表執行役の共同代表に関する規定の登記

十二 出資一口の金額の登記

十三 有限会社の取締役の共同代表に関する規定の登記

十四 有限会社の合併等の公告をする方法の登記

十五 清算人の共同代表に関する規定の登記

十六 会社法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第六十条第一項前段の規定により存続する株式会社

一 会社法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第六十条第一項前段の規定により存続する株式会社

二 会社法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第六十条第一項前段の規定により存続する株式会社

三 会社法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第六十条第一項前段の規定により存続する株式会社

四 特例有限会社（整備法第三条第二項に規定する特例有限会社をいう。次項において同じ。）が整備法第四十五条第一項の規定により商号の変更をした場合の商号の変更後の株式会社についてする登記において、整備法第一百三十条第二項の規定による登記（会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件の登記）

五 会社法第九百三十三条第八号に掲げる登記がある場合に限る。）

六 会社法第六十六条第三項前段の規定により存続する合資会社 無限責任社員についての登記

七 会社法第九百三十三条第八号に掲げる登記がある場合に限る。）

八 会社法第一百三十六条第三項又は第六項の規定によりなお従前の例によることとされる商記を閉鎖しなければならない。

九 会社法第一百三十六条第三項又は第六項の規定による解散の登記は、登記記録中登記記録区にし

10 の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録し、登記官の識別番号を記録しなければならない。

一 第五条 整備法第一百三十六条第三項の例による。）

二 第六条 削除

（法人等の登記に関する経過措置）

三 第七条 この省令の施行の際現にされている次に掲げる登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

一 第八条 第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は特定目的会社の優先出資に係る登記機関の名称及び住所並びに営業所の登記

二 第九条 相互会社の重要な財産委員会を置く旨及び重

三 第十条 第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は特定目的会社の優先出資に係る登記機関の名称及び住所並びに営業所の登記

四 第十一条 第二条第一項に規定する協同組織金融機関の氏名の登記

五 第十二条 第二条第一項に規定する協同組織金融機関の登記

六 第十三条 特定目的会社の特定出資一口の金額の登記

- 七 会員商品取引所を代表する者の代表権の範囲又は制限に関する定めの登記 2

登記官は、相互会社について、職権で、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる登記をしなければならない。

一 特別取締役による議決の定めがある旨及び特別取締役の氏名の登記（当該相互会社について第一項第四号に掲げる登記がある場合に限る。）

二 委員会設置会社である旨の登記（当該相互会社について第一項第五号に掲げる登記がある場合に限る。）

三 登記官は、整備法第二百四十四条第二十三項、第二百六十六条第一項、第二百二十二条第五十項若しくは第二百三十三条第十九項又は前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録に整備法又はこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

四 登記官は、整備法第二百九十四条第二十四項、第二百九十八条第二十二項、第二百六十六条第五十八項、第二百二十二条第四十九項、第二百三十三条第十九項、第三百五十条第二十五項、第三百五十四条第二十四項、第三百七十条第十五项、第三百九十四条第七项、第三百九十七条第十八项、第四百六条第十六项、第四百四十四条第十八项又は第四百十九条第十四项の規定により職権で参考その他の代理人の登記（第一項第一号に掲げる登記を除く。）を移記するときは、本店又は主たる事務所の所在地における登記の登記記録にあっては整備法の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録し、登記官の識別番号を記録しなければならない。

第五条 附則第四条の規定は、特例旧特定目的会社が整備法第二百三十四条第二項の規定により新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行う旨の社員総会の決議をした場合の当該特例旧特定目的会社についてする設立の登記及び解散の登記について準用する。

第六条 附則第五条の規定は、整備法第二百九十二条第三十六項若しくは第三十八項、第二百六十六条第五十五条若しくは第五十七項、第二百二十二条第四十六項若しくは第四十八項又は第二百三十三条第十四項若しくは第十六項の規定によりなお以前の例によることとされる商号の仮登記に関する手続について準用する。

第十一條 施行日前に清算人の登記をした相互会

附 則（平成二一年三月一六日法務省令
第五号）

官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

官が職権で末梢する記号を記録しなければならぬ

官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

- 官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の登記がされている株式会社について、職権で、その本店の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をして、登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

3 別則 (平成二七年一月三日法務省令第
五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。

(添付書面に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした登記の申請については、この省令による改正後の商業登記規則(以下「新省令」という。)第六十一条第五項又は第六項(これららの規定を他の省令において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(取締役等の氏の記録の申出等に関する経過措置)

3 会社の代表者であつて登記所に印鑑を提出した者は、この省令の施行の日から起算して六月以内は、新省令第八十一条の二第一項又は第八十八条の二第一項(これを準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に登記されている株式会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、会計監査人若しくは清算人又は持分会社の社員(持分会社を代表する社員が法人である場合においては、その職務を行うべき者)若しくは清算人(清算持分会社を代表する清算人が法人である場合においては、その職務を行うべき者)について、いつでも、新省令第八十一条の二第二項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して、登記記録に同項第二号に掲げる事項を記録するよう申し出ることができる。この書面には、登記所に提出した印鑑を押印し、同項各号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

4 前項の規定は、会社を除くその他の法人の役員等であつてこの省令の施行の際現に登記されているものについて準用する。

5 第三項の規定は、この省令の施行の際現に登記されている投資事業有限責任組合契約に関する

会社状態区		企業担保権に関する事項	
区社員	目的	区商号	登記記録区
社員、代表社員、清算人及び代表清算人	目的	会社法人等番号	登記記録を起こした事由及び年月日
本店の所在場所	商号譲渡人の債務に関する免責	登記記録を閉鎖した事由及び年月日	登記記録を復活した事由及び年月日
会社の公告方法	会社成立の年月日	登記記録を復活した事由及び年月日	登記記録を起こした事由及び年月日
会社員、代表社員、清算人及び代表清算人	目的	別表第六（会社登記簿）	記録すべき事項

